

工業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業（製造業）の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

3 調査の対象

工業統計調査は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（調査困難地域（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電の事故による災害をいう。）の影響により工業統計調査の実施が困難な地域として経済産業大臣の定める地域）にある事業所、国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所並びに製造、加工又は修理を行っていない本社や営業所等を除く）を調査の対象としている。

4 調査の期日

2019年工業統計調（2018年実績）は、2019年6月1日現在で実施した。事業所数、従業者数については2019年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については2018年1月～12月の実績により調査している。

5 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（本社一括調査及び国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

利 用 上 の 注 意

1 主な用語の説明

（1）事業所

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいう。

本統計表でいう従業者数は下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{①個人企業主及び無給家族従業者} + \text{②有給役員} \\ & + \text{常用雇用者 (③正社員・正職員としている人} \\ & + \text{④③以外の人 (パート・アルバイトなど))} - \text{⑦送出者} \\ & + \text{⑧出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

- 1 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、以下のア、イに該当するものをいう。
ア「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。
イ「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のものは含まない。
- 2 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。
他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。
- 3 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員」としている人」及び「④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)」に分けられる。
 - a) 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。
 - b) 個人業主の家族で、実際に雇用者並の賃金・給与の支払いを受けている人。
 - c) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうちの1人を個人業主とするが、個人業主としなかった人
- 4 「③正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。
- 5 「④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいう。
- 6 「⑤臨時雇用者」とは、「常用労働者」に該当しない人(1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など)をいう。
- 7 「⑦送出者」とは、「①個人業主及び無給家族従業者」、「②有給役員」、「常用雇用者」、「⑤臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。
- 8 「⑧出向者・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 製造品出荷額等

調査年における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造されたものを含む)を、2018年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷額に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の企業へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
 - ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、2018年中に返品されたものを除く)
- ② 加工賃収入額とは、2018年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他の収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外(例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいう。

(4) 現金給与総額

2018年1年間(以下「調査年」という。)に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

(5) 原材料使用額等

調査年中における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり消費税を含む。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係る支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、調査年において、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。

(6) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）

調査年における数値であり、帳簿価格によっている。

① 有形固定資産の取得額等には次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出し、表章している。

投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減（増加額 - 減少額）

2 事業所の産業分類

事業所の産業分類にあたっては、調査年中における事業所の製造品出荷額等により日本標準産業分類（平成25年改定）に基づき分類している。

本確報における産業中分類の名称については、略称を用いており、正式名称は次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類(*2)
09 食料品	食料品製造業
10 飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
11 織 維	繊維工業
12 木 材	木材・木製品製造業（家具を除く）
13 家 具	家具・装備品製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印 刷	印刷・同関連業
16 化 学	化学工業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22 鉄 鋼	鉄鋼業
23 非鉄金属	非鉄金属製造業
24 金属製品	金属製品製造業
25 はん用機械	はん用機械器具製造業
26 生産用機械	生産用機械器具製造業
27 業務用機械	業務用機械器具製造業
28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機器	電気機械器具製造業
30 情報通信	情報通信機械器具製造業
31 輸送機器	輸送用機械器具製造業
32 その他製品	その他の製造業

(*2) 1つの事業所が複数の中分類に属する製造品の出荷や賃加工を行っている場合は、主な収入額によって産業分類を決定している。このため同一の事業所であっても、年によってそれぞれの出荷額・加工賃収入額の変動により中分類の産業格付が相違することがある。

3 集計区分の説明

(1) 規模層区分

小規模層	4人～ 29人
中規模層	30人～299人
大規模層	300人以上

(2) 地区別区分

東部地区	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村
中部地区	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部地区	佐伯市
豊肥地区	竹田市、豊後大野市
西部地区	日田市、九重町、玖珠町
北部地区	中津市、豊後高田市、宇佐市

4 統計表中の記号

「－（ハイフン）」・・・該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないもの

「0.0」・・・四捨五入のため単位未満

「△」・・・マイナス

「X」・・・集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は併せて「X」とした。

5 その他

- (1) 単位未満の数字は四捨五入することを原則としたので、総数と内訳とが一致しない場合がある。
- (2) 表及び図中の増減率や構成比については、原数値から算出しているため、当該表及び図中の数値により算出した値とは一致しない場合がある。
- (3) 表及び図中の構成比については小数点第1位までの表示であるため、内訳の合計が100.0%になるとは限らない。

- (4) 統計表のうち第12表の「品目別統計表」の産出事業所数には、一つの事業所でも複数の品目を生産した場合、各品目に重複して計上される。したがって、事業所の主要な産出品目により産業分類して集計した他の統計表の事業所数とは異なる数値となっている。
- (5) 経済センサス-活動調査の対象年は工業統計調査を中止し、経済センサス-活動調査の製造業調査票等により工業統計調査と同様の事項について調査している。
- (6) 「事業所数」「従業者数」は、平成28年以降は表示年次の6月1日現在、平成23年調査が平成24年2月1日現在、その他が表示年次12月31日現在の数値である。「製造品出荷額等」は、平成28年以降は表示年次の前年1年間、その他が表示年次1年間の数値である。

6 内容についての問い合わせ先

本確報についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒 870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部統計調査課産業統計班（電話 097-506-2460, 2450）

関連する調査結果については下記ホームページからご覧になれます。

◆大分県の統計 <http://www.pref.oita.jp/site/toukei/>

◆工業統計調査（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>